

IV 関係団体の概要

1 公益財団法人パシフィック・ミュージック・フェスティバル組織委員会

(1) 設立年月日

平成 14 年 4 月 1 日

(2) 設立目的

パシフィック・ミュージック・フェスティバルを通じて、若手音楽家に対する世界最高水準のオーケストラ教育を軸にした教育を実施するとともに、その成果を広く一般に提供し、併せて演奏会その他の音楽の普及に関する事業を行うことにより、次代を担う若手音楽家を育成し、我が国の芸術文化の発展及び向上を図り、もって音楽を通じて世界平和に貢献することを目的とする。

(3) 基本金

136,760 千円（札幌市出資額 100,000 千円、出資割合 73%）

(4) 事業概要

- ① 世界各国から選抜した若手音楽家に対する世界最高水準の教育の実施及びその成果の発表
- ② 世界最高水準の音楽家等による演奏会の開催
- ③ 一般への音楽教育の公開その他音楽の普及に関する事業

(5) 役員名簿

（令和 4 年 3 月 31 日現在）

役 職 名	氏 名	所属団体・役職名等
理 事 長	秋元 克広	札幌市長
常 務 理 事	村山 英彦	元札幌市経済観光局長
理 事	押木 正人	株式会社ヤマハミュージックジャパン 代表取締役社長
理 事	小寺 正史	弁護士法人 小寺・松田法律事務所 代表弁護士
理 事	近藤 保博	京都市交響楽団エグゼクティブプロデューサー
理 事	二階堂 敏文	株式会社北海道新聞社 取締役企画室長
理 事	本間 芳明	札幌市市民文化局長
監 事	水野 克也	公認会計士（税理士法人札幌中央会計代表社員）
監 事	宮部 潤一郎	元北海道大学大学院教授

2 公益財団法人札幌市芸術文化財団

札幌からの新しい芸術文化の創造を目指し、芸術文化に関し、広く一般に、参加と鑑賞の機会を提供するとともに、優れた創作活動の奨励を図り、もって市民の豊かな情操の涵養と我が国の芸術文化の向上発展に寄与することを目的とする。

(1) 財団の設立

昭和 61 年設立の（財）札幌芸術の森と、昭和 52 年に設立の（財）札幌市教育文化財団が、文化行政の一元化のため統合し、平成 11 年 4 月 1 日から（財）札幌市芸術文化財団へ名称を変更した。また、札幌市の出資団体改革プランにより、平成 19 年度から（財）札幌彫刻美術館と統合した。

公益法人制度改革を受けて、平成 25 年 4 月 1 日付で公益財団法人へと移行した。

(2) 主要事業

平成 26 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの期間、札幌芸術の森、本郷新記念札幌彫刻美術館、札幌コンサートホール、札幌市教育文化会館及び札幌市民ギャラリーの 5 施設の指定管理者として指定を受け、施設の管理運営と施設を活用した文化芸術振興のための各種事業を実施した。引き続き、平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの期間においても、5 施設の指定管理者として指定を受けている。

また、平成 30 年 10 月開館の札幌市民交流プラザ（札幌文化芸術劇場及び札幌文化芸術交流センター）の指定管理者として指定を受け、平成 28 年度から開設準備、平成 30 年 10 月からは管理運営、各種事業を実施した。引き続き令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間においても、指定管理者として指定を受けている。

(3) 役員名簿

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

役 職 名	氏 名	所属団体・役職名等
代表理事 (理 事 長)	秋 元 克 広	札幌市長
代表理事 (副理事長)	大 友 裕 之	元 札幌市教育委員会 教育次長
理 事 (専務理事)	渡 邊 多加志	元 札幌市下水道河川局長
理 事	阿 部 典 英	美術家
理 事	雨 貝 尚 子	北海道教育大学 名誉教授
理 事	大 川 壽美子	藤女子大学 元教授、書家
理 事	太 田 晃 正	劇場プロデューサー
理 事	奥 岡 茂 雄	美術評論家
理 事	本 間 芳 明	札幌市市民文化局長
理 事	廣 田 恭 一	札幌商工会議所 専務理事
理 事	本 郷 弦	俳優
監 事	佐 藤 昭 彦	弁護士
監 事	庄 司 正 史	公認会計士

V 札幌市文化芸術基本条例

平成 13 年に「文化芸術振興基本法」（平成 13 年法律第 148 号）が制定されたことや、平成 19 年に「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 2 次基本方針）」が閣議決定されたことを背景として、本市の文化芸術議員連盟を中心に条例案をまとめ、全議員の提案により「札幌市文化芸術振興条例」が可決・成立した（平成 19 年 4 月 1 日施行）。

また、平成 29 年 6 月に、国において、文化芸術の振興にとどまらず関連分野における施策を「文化芸術振興基本法」の範囲に取り組みなどのための改正が行われ、題名が「文化芸術基本法」とされたことなどを踏まえ、本市においても、関連分野と連携した施策も条例の対象となることをより明確にする等のため「札幌市文化芸術振興条例」の改正を行い、題名を「札幌市文化芸術基本条例」とした（平成 29 年 12 月 13 日施行）。

札幌市文化芸術基本条例（平成 19 年条例第 12 号）

（前文）

文化芸術は、人々の心のよりどころとして安らぎと潤いを与え、創造力豊かな人間性をはぐくみ、人との交流や連帯感を深め、多様なものを認めあう心を養うことにより、活力と思いやりあふれる地域社会の実現と国際交流、世界平和に寄与するものである。

札幌は、先人による厳しい自然との共生や闘いの歴史を経て発展した豊かな自然と高度な都市機能が両立する日本有数の都市である。こうした自然環境や歴史の中において、情報に鋭敏な感性と進取の気風がはぐくまれ、多様な文化が重なり合い、既存の価値観にとらわれない独創性あふれる文化芸術が創造されてきている。

このような歴史的背景を尊重し、さらに将来にわたり活力ある地域社会の繁栄をもたらすためには、多様な文化芸術を享受できる環境をつくり、文化芸術を地域の産業としてはぐくみ、国内外に発信し、交流を促進することによって地域の魅力を高めていくことが必要である。

ここに、札幌市は、文化芸術に関する施策についての基本理念と方向性を明らかにし、文化芸術に関する施策を総合的に推進することにより、市民が心豊かに暮らせる文化の薫り高き札幌のまちづくりを目指していくことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が心豊かに暮らせる文化の薫り高きまちづくりに寄与することを目的とする。

（基本理念）

- 第 2 条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う市民の主体性及び創造性が十分に尊重されなければならない。
- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動が個性豊かな活力ある地域社会の実現に欠くことのできないものであることに鑑み、文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備が図られなければならない。
- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術の持続的な発展を促すため、人材の育成、文化芸術の発信・交流等の推進が図られなければならない。

（市の責務）

第 3 条 市は、前条の基本理念にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施するものとする。

（市民及び事業者の役割）

第 4 条 市民及び事業者は、文化芸術の創造の担い手として、主体性及び創造性を発揮するとともに、文化芸術活動を支援することを通じて、文化芸術を振興する役割を担うものとする。

（財政上の措置）

第5条 市は、文化芸術に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

（基本計画）

第6条 市長は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）文化芸術に関する施策の推進に関する目標

（2）文化芸術に関する施策に係る基本的な方針

（3）前2号に掲げるもののほか、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を適切に反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

6 基本計画は、情勢の変化に応ずるため、おおむね5年ごとに見直しを行うものとする。

（文化芸術に関する施策を推進する環境の整備等）

第7条 市は、文化芸術に関する施策の推進に当たっては、次に掲げる事項に係る環境の整備が重要であることに鑑み、これらの環境の整備を図るために必要な措置を講じるものとする。

（1）札幌の特性を生かした独創的な文化芸術が発展していくこと。

（2）市民が文化芸術を享受できること。

（3）文化芸術の担い手が育成されること。

（4）文化芸術が伝承されていくこと。

（5）文化芸術を通じて子どもの豊かな感性がはぐくまれること。

（6）文化芸術が地域の産業として育成されること。

（7）札幌の文化芸術が発信されること。

（8）国内外の文化芸術との交流が活発に行われること。

2 市は、市が行うあらゆる施策において、安らぎと潤いを与える文化芸術の視点に配慮して推進するよう努めるものとする。

（文化芸術活動に対する支援等）

第8条 市は、文化芸術活動に対する財政的支援を円滑に行うため、基金の活用その他必要な措置を講じるよう努めるとともに、市民、事業者等による文化芸術活動に対する資金的支援が活発に行われ、文化芸術活動に係る寄附文化が市民、事業者及び市の協働により醸成されていくために必要な環境の整備に努めるものとする。

（連携）

第9条 市は、文化芸術に関する施策を行うに当たっては、市、国及び他の地方公共団体、市民、事業者、芸術家等（文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第16条に規定する芸術家等をいう。以下同じ。）及び文化芸術活動を行う団体、学校その他の教育研究機関等の間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

（意見交換の仕組みの整備）

第10条 市は、市民、芸術家等、文化芸術活動を行う団体等の自由な発想が文化芸術に関する施策の推進に欠かせないものであることに鑑み、市とこれらの者とが、文化芸術に関する施策の推進に関し、互いに自由かつ率直に意見の交換を行うことができる仕組みの整備を図るものとする。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

VI 札幌市文化芸術基本計画

札幌市文化芸術基本条例（平成 19 年条例第 12 号）第 6 条の規定に基づき策定する、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための指針。

平成 21 年 3 月に第 1 期の札幌市文化芸術基本計画を策定後、文化芸術を取り巻く社会的背景などに対応し、平成 27 年 1 月に第 2 期、平成 31 年 6 月に第 3 期の基本計画を策定した。

札幌市文化芸術基本計画（第 3 期）（計画期間：2019 年度～2023 年度）

1 テーマ 創造性めぐるまち さっぽろ

- ・「創造性」が至るところにめぐらされる

あらゆる市民が気軽に文化芸術に触れられ、自ら文化芸術活動を行う人が活躍できる環境を充実させること、将来の文化芸術の担い手である子どもたちが文化芸術の魅力に継続的に触れられることで、市民一人一人の充実した生活につなげるとともに、個々の感性や創造性を育み、生活を豊かなものにしていく。

- ・「創造性」をもとに、さまざまな価値がめぐる

文化芸術のもつ多様な価値や創造性を観光や産業等の関連分野へ生かし続けることで、新たなサービスや商品、アイデアが生まれるなど、観光や産業分野における付加価値の向上につなげ、札幌の様々な魅力資源を一層磨き上げていく。

- ・「創造性」を中心にめぐり、つながる

様々な取組により人と人との交流がつくり出されることで、まちの活力の向上へとつなげ、全体を通して、都市の魅力アップを図ることができる。

2 今後の札幌の文化芸術施策

「創造性めぐるまち さっぽろ」を実現していくため、各施策が相互にも関連・影響しあう「舞台」・「場」という考え方で 4 つのステージに分類する。

ステージ 1 機会の充実	ステージ 3 文化の保存・活用
施策 1-1 多彩な文化芸術に親しむ機会の提供 施策 1-2 文化芸術のための施設の活用等	施策 3-1 文化遺産・自然遺産の保存と活用 施策 3-2 文化芸術を生かした様々な事業との連携強化 施策 3-3 札幌の文化芸術を通じた国内外への魅力発信
ステージ 2 未来への布石、育成、支援	ステージ 4 視点の検討
施策 2-1 子どもたちの文化芸術活動の充実 施策 2-2 アーティスト等のステップアップ促進 施策 2-3 文化芸術をつなぐ新たな役割の育成・支援	施策 4-1 情報発信機能の強化 施策 4-2 情報の蓄積に向けた調査・研究 施策 4-3 将来の文化芸術活動を活性化させるための調査・研究

3 今後の札幌の文化芸術施策

第 2 期計画で取り入れた文化芸術に関わる様々な立場の視点を共有し、新たな価値を創りあげていく「共創」という考え方を継承した上で、庁内の関係部局とも連絡・調整を行うとともに、各文化芸術施設と連携し、効果的かつ着実に推進します。

また、前年度の取組状況はもちろん、「文化芸術意識調査」の結果や定性的な側面も捉えた指標、事業の効果等を踏まえて、以後の取組についての意見交換を行うなど、市民、アーティスト、文化芸術団体等の声を取り入れながら、施策の推進・在り方の検証を行います。

札幌市文化芸術基本計画（第3期）における施策体系

ステージ1 機会の充実

- | | |
|---|--|
| <p>1-① 多様な文化芸術に親しむ機会の提供
PMF（パシフィック・ミュージック・フェスティバル札幌）
さっぽろアートステージ
サッポロ・シティ・ジャズ</p> | <p>札幌演劇シーズン
札幌国際芸術祭
札幌交響楽団による鑑賞機会の提供</p> |
| <p>1-② 文化芸術のための施設の活用等
文化芸術施設における取組の充実
文化活動練習会場学校開放
公共空間の創造の場としての活用</p> | <p>文化芸術に関する生涯学習の推進
大規模ホールの在り方検討</p> |

ステージ2 未来への布石、育成、支援

- | | |
|---|---|
| <p>2-① 子どもたちの文化芸術活動の充実
0歳からのけいじゅつのもり
Kitara Kids ミュージック＆アーツクラブ
人形劇、児童劇等の制作・発表
子どもの美術体験
Kitara ファースト・コンサート</p> | <p>子どものミュージカル鑑賞
札幌市中学校文化連盟（中文連）の展示・発表支援
市民交流プラザを活用した取組
PMF リンクアップ・コンサート、吹奏楽セミナー</p> |
| <p>2-② アーティスト等のステップアップ促進
アーティスト等に対する活動支援及び環境整備
発表の場の提供・表彰制度の実施
パブリックアートを支える仕組みの整備</p> | <p>助成制度の在り方の検討
幅広い支援の環境醸成</p> |
| <p>2-③ 文化芸術をつなぐ新たな役割の育成・支援
アートマネジメント機能の強化
アートマネジメントの人材育成・活動支援</p> | <p>アートボランティアへの支援</p> |

ステージ3 文化の保存・活用

- | | |
|---|--|
| <p>3-① 文化遺産・自然遺産の保存と活用
（仮称）札幌博物館計画整備の推進
博物館活動センター事業の推進
文化財の保存と活用
埋蔵文化財の保存と活用</p> | <p>無形文化財保存伝承事業
アイヌ文化の保存・継承・振興
景観資源の保全・活用
伝統的な食文化の継承</p> |
| <p>3-② 文化芸術を生かした様々な事業との連携強化
観光資源、科学技術と文化芸術の融合した取組の推進
文化芸術が持つ創造性を生かした産業活性化に向けた取組の推進
文化芸術を生かした地域活動の活性化
文化芸術などを通じた都市間の連携による取組の推進</p> | <p>助成制度の在り方の検討【再掲】
文化芸術と環境の融合
教育機関等との連携
福祉分野での文化芸術の活用</p> |
| <p>3-③ 札幌の文化芸術を通じた国内外への魅力発信
創造都市ネットワークを活用した国内外の都市との交流・情報発信
さっぽろ雪まつり
さっぽろホワイトイルミネーション
大規模イベントとの連動</p> | <p>PMF（パシフィック・ミュージック・フェスティバル札幌）【再掲】
サッポロ・シティ・ジャズ【再掲】
札幌国際芸術祭の開催【再掲】
札幌交響楽団による鑑賞機会の提供【再掲】</p> |

ステージ4 視点の検討

- | | |
|---|---------------------------------|
| <p>4-① 情報発信機能の強化
情報発信・共有システムの検討</p> | <p>集客力の高い空間で行う積極的な情報発信</p> |
| <p>4-② 情報の蓄積に向けた調査・研究
文化芸術に関するアーカイブ化の在り方の検討</p> | |
| <p>4-③ 将来の文化芸術活動を活性化させるための調査・研究
基本計画の推進・評価に向けた取組の検討</p> | <p>定期的な調査等の実施による市民ニーズの把握と活用</p> |

令和4年度

さ っ ぽ ろ の 文 化 行 政

令和4年9月発行

市政等資料番号	01-D05-22-1712
広報印刷番号	—
関係部局保存期間	1年

編集・発行 札幌市市民文化局文化部

文 化 振 興 課 ☎211-2261

文 化 財 課 ☎211-2312

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌時計台ビル10階

